

日本眼科学会代議員選挙規則

〔総則〕

第1条 この規則は、公益財団法人日本眼科学会（以下「本会」という。）定款第47条に基づき、本会代議員（以下「代議員」という。）の選出に関する事項を定める。

第2条 代議員は、立候補制とし、会員の選挙により110名を選出する。

第3条 代議員の選挙に当たっては、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会規程は、別にこれを定める。

〔選挙権・被選挙権〕

第4条 会員は代議員選挙開票年の7月末現在の主たる勤務先の存在する選挙区において代議員の選挙権を有する。ただし、主たる勤務先が外国の場合、選挙権を有しない。

2 第6条の資格を有する会員は代議員選挙開票年の7月末現在の主たる勤務先の存在する選挙区における代議員の被選挙権を有する。ただし、主たる勤務先が外国の場合、被選挙権を有しない。

〔立候補〕

第5条 立候補する者は、所要の事項を記入し、選挙2か月前までに到着するように届け出なければならない。なお、過去に立候補したことのある者は、一部の所要事項の記入を省略することができる。

第6条 立候補者の資格は、以下のすべてを満たす者とする。ただし、同一論題の続報ないし第2報以下の論文で異なる副題のある場合、筆頭著者が2名以上いる論文の場合は、それぞれ原著論文1篇と認める。

(1) 引き続き10年以上本会の会員であること。

(2) 筆頭者として眼科学原著論文10篇以上の発表があること。

(3) 筆頭者として日本眼科学会雑誌原著論文1篇以上の発表があること。

(4) 筆頭者として Japanese Journal of Ophthalmology 原著論文または Forefront Review 1篇以上の発表があること。

(5) 選任年の4月1日の時点で満65歳未満である者。

〔選挙区・定数〕

第7条 代議員の定数は、次の7地区に分けて定める。

・北海道・東北地区（北海道・青森・岩手・秋田・山形・宮城・福島）

・東京地区

・関東・甲越地区（新潟・栃木・群馬・茨城・埼玉・千葉・神奈川・山梨）

・中部地区（富山・石川・長野・岐阜・静岡・愛知・福井）

・近畿地区（京都・滋賀・大阪・三重・奈良・兵庫・和歌山）

・中国・四国地区（鳥取・島根・山口・岡山・広島・香川・愛媛・徳島・高知）

・九州地区（福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・大分・沖縄）

第8条 地区定数の決定は、下記による。

(1) 選挙開票年の7月末時点の会員数を代議員定数（110名）で除し、得られた数A（小数点1位以下を切捨てる）をもって地区毎の会員数を除す。その結果をBとする。

(2) Bの小数点以下を切捨てる、これをもってその地区の代議員定数とする。

(3) (2)の合計が110未満のときは、Bの端数が最大であった地区より順次定数1名ずつを増して、不足を補充する。

〔公 示〕

第 9 条 選挙管理委員長は、投票締切りの 1 か月前までに、立候補者一覧表を作り、有権者に配布するものとする。

第 10 条 選挙の開票は、代議員選任予定前年の 11 月に行う。

〔選挙方法〕

第 11 条 選挙は、110 名連記無記名投票とする。

第 12 条 地区毎に定員までの上位得票数の者を当選者とする。当選者は、選挙管理委員会の承認を経て、理事長がこれを定める。

第 13 条 次に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の方法によらない投票

(2) 1 地区の定数の 1/2 未満をまたは 1 地区の定数を超えて記入したもの。

(3) 立候補者以外の氏名または同一氏名を 2 回以上記入したもの。

第 14 条 得票数の最下位が同票のときは、本会在籍年数の順により、これが等しいときは、年長順に当選と定め、これが等しいときは抽選による。

第 15 条 立候補者数が、その地区の定数と等しいか、あるいはこれに充たないときは、その地区投票を省略することができる。

第 16 条 立候補者数が、その地区の定数に充たないときは、他の地区の次点者中最高の票数を得た者より順次当選者と定め、その不足分を補充することができる。

第 17 条 選挙の投票数及び各立候補者の得票数については公表しない。

第 18 条 選挙の結果について疑義のある者は、選挙管理委員会に対し記名入り文書にて異議を申し立てることができる。

2 異議申し立ての期間は、選挙結果の公表後 2 週間以内とする。

第 19 条 この規則の改正は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

〔附 則〕

この規則は、昭和 47 年 10 月 20 日から施行する。

この規則は、昭和 51 年 5 月 13 日から一部改正施行する。

この規則は、昭和 61 年 6 月 5 日から一部改正施行する。

この規則は、昭和 62 年 5 月 13 日から一部改正施行する。(第 1 条, 2 条, 3 条, 4 条, 5 条, 6 条, 7 条, 8 条, 9 条, 10 条, 11 条, 12 条, 13 条, 14 条, 15 条, 16 条, 17 条, 18 条)

この規則は、平成 4 年 5 月 6 日から一部改正施行する。(第 7 条)

この規則は、平成 5 年 10 月 14 日から一部改正施行する。(第 2 条, 6 条, 8 条, 11 条, 13 条, 17 条)

ただし、第 2 条の改正は、次回評議員選挙(平成 7 年 3 月実施)から施行し、それまでの間は従来どおりとする。

この規則は、平成 13 年 4 月 18 日から一部改正施行する。(第 6 条)

この規則は、平成 16 年 11 月 10 日から一部改正施行する。(立候補届)ただし、立候補届の改正は、平成 19 年 3 月実施の評議員選挙から施行し、それまでの間は従来どおりとする。

この規則は、平成 19 年 10 月 10 日から一部改正施行する。(第 6 条)

ただし、第 6 条の改正は、平成 23 年 3 月実施の評議員選挙以降に初めて立候補資格を取得する者に適用する。

この規則は、平成 28 年 4 月 6 日から一部改正施行する。(第 6 条)

この規則は、令和 7 年 4 月 16 日から評議員選挙規則を代議員選挙規則に改め、一部改正施行する。
(第 1 条, 2 条, 3 条, 4 条, 6 条, 7 条, 8 条, 10 条, 17 条, 18 条, 19 条, 立候補届)

この規則は、令和 8 年 2 月 27 日から一部改正施行する。(第 4 条, 5 条, 8 条, 10 条, 13 条, 18 条)